



# 島根県報

平成26年11月18日（火）

第2,650号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (地 域 福 祉 課) 2

**【告 示】**

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 ( " ) 3

平成26年度島根県准看護師試験の実施 (医 療 政 策 課) 3

動物用医薬品登録販売者試験規程の一部改正 (食 料 安 全 推 進 課) 5

保安林の指定（2件） (森 林 整 備 課) 5

廃川敷地等の発生 (河 川 課) 6

**【特定調達公告】**

島根県漁業取締船「せいふう」代船建造に係る一般競争入札の落札者等 (水 産 課) 7

## 公布された条例等のあらまし

## ◇生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第79号）

## 1 規則の概要

薬事法等の一部を改正する法律及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律の施行に伴う様式の整理（様式第7号・様式第11号関係）

## 2 施行期日

平成26年11月25日から施行することとした。

**規 則**

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第79号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成12年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

様式第7号（誓約項目）2(12)中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同様式（誓約項目）2に次のように加える。

(25) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）

様式第11号（誓約項目）2(12)中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同様式（誓約項目）2に次のように加える。

(25) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成26年11月25日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の生活保護法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際に残存するものは、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**告 示**

## 島根県告示第637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成26年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
はくいし薬局	松江市宍道町白石137番地21	平成26年8月1日
なの花薬局 石見大田店	大田市大田町大田口1186番地8	平成26年11月4日

## 島根県告示第638号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成26年11月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
サン薬局 山崎店	大田市大田町大田口1186番地1むつのぶビル1F	平成26年11月4日

## 島根県告示第639号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成26年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成26年11月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 試験日時

平成27年2月13日（金） 午後1時30分から午後4時まで

## 2 試験場所

## (1) 松江会場

松江市殿町158 島根県民会館

## (2) 浜田会場

浜田市野原町2433-2 島根県立大学

## 3 試験の方法

筆記試験（四肢択一式）

## 4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

## 5 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成27年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）

(2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成27年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

(3) 文部科学大臣の指定した大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成27年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）

(4) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成27年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）

(5) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成27年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

(6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認めたもの

(7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で知事が適当と認めたもの

## 6 受験願書等の配布

(1) 配布開始日

平成26年11月18日（火）

(2) 配布場所

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）

(3) 受験願書等の郵送を希望する場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書し、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、請求すること。

(4) 受験願書等の配布は、試験会場の収容人員に達した時点で終了とする。

なお、配布に当たっては、島根県内の准看護師養成所を卒業した者（平成27年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）及び島根県内に在住するものを優先する。

7 提出書類

(1) 受験願書

(2) 受験票（出願前6月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦6センチメートル、横4センチメートルの写真を所定欄に貼り付けたもの。裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

なお、学校、養成所又は大学において受験用写真を貼った受験票に、当該学校、養成所又は大学の刻印及び照合印を押すこと（当該刻印及び照合印を得ることができない者においては、受験票の写真と照合することのできる写真付き身分証明書の写しを提出すること。）。

(3) 受験資格を確認できる次の書類

ア 修業証明書又は卒業証明書（出願時において修業見込み又は卒業見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、修業又は卒業後速やかに修業証明書又は卒業証明書を提出することとする。平成27年3月31日（火）午後5時（必着）までに提出がない場合は、当該受験を無効とする。なお、婚姻等により、氏名の変更があり、修業証明書又は卒業証明書に記載されている氏名と受験願書及び受験票に記載された氏名が異なる場合は、出願書類に戸籍抄本を添付すること。）

イ 5の(6)又は(7)に該当する者は、それを証する書面

8 受験手数料

6,900円（島根県収入証紙で納付すること。収入証紙には消印をしないこと。他県からの受験者は、郵便為替（ゆうちょ銀行が発行する定額小為替又は普通為替）で納付すること。ただし、納付された受験手数料は、返還しない。）

9 願書の提出期間等

(1) 提出期間

平成27年1月5日（月）から同月9日（金）まで

(2) 受付場所

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）

(3) 受付方法等

受付場所への持参又は書留郵便による送付とする（持参により提出する場合は、提出期間中の午前8時30分から午後5時までとする。書留郵便により提出する場合は、平成27年1月5日（月）から同月9日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。）。

10 受験票の交付

受験を認めた者には、平成27年1月26日（月）までに受験票を交付する。受験票は、各准看護師養成施設一括申込み分については施設長宛て一括送付し、個人申込み分については随時送付する。

平成27年1月29日（木）までに受験票が届かない場合は、島根県健康福祉部医療政策課に問い合わせること。

11 合格発表

平成27年3月11日（水）午前9時県庁前の掲示場に合格者の受験番号を掲示するとともに、同日午前9時30分から島根県健康福祉部医療政策課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。また、同日付けの島根県報にも登載する。

可否に関する電話での問合せには、原則として応じない。

## 12 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

## 13 試験成績の開示

試験の成績を、次のとおり開示する。

## (1) 開示内容

総合得点及び科目別得点

## (2) 開示対象者

全受験者

## (3) 開示請求できる者

受験者本人

## (4) 開示期間

平成27年3月11日（水）から同年4月10日（金）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）まで（受付時間は、午前9時から午後5時まで。）とする。

## (5) 開示請求の方法

島根県健康福祉部医療政策課にて、受験者本人が受験票を提示し、口頭により請求する。

## (6) 開示方法

開示請求のあった日に、原則として閲覧により開示する。口頭での伝達によることもできるが、写しの交付は、行わない。

## (7) 開示場所

島根県健康福祉部医療政策課

## 14 その他

(1) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成27年1月9日（金）までに島根県健康福祉部医療政策課まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて、必要な措置を講ずる。

(2) 各試験会場の収容人員には制限があるため、受験会場の希望に添えない場合がある。

(3) 県外在住者については、試験会場の収容人員の範囲内で受験者を受け入れることとする。受験を希望する県外在住者は、下記担当課へ電話にて受け入れの可否を確認の上、請求すること。

(4) 受験に関し不明な点がある場合は、島根県健康福祉部医療政策課（電話0852-22-5252）へ問い合わせること。

---

**島根県告示第640号**

動物用医薬品登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第754号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

**附 則**

この告示は、平成26年11月25日から施行する。

---

**島根県告示第641号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

---

平成26年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市大社町修理免字一ノ渡1527、1611-3、1611-4、1611-5、字寺山1765-1、字薬師曾根1792

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第642号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市伯太町赤屋756-22

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第643号**

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川の名称

一級河川高津川水系津和野川

---

## 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成26年11月18日

## 3 廃川敷地等の位置

鹿足郡津和野町大字森村口84番9

## 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 18.02平方メートル

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成26年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 物品等の名称及び数量

島根県漁業取締船「せいふう」代船建造 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県農林水産部水産課 島根県松江市殿町1番地

## 3 落札者を決定した日

平成26年10月29日

## 4 落札者の氏名及び住所

三菱重工業株式会社 取締役社長 宮永 俊一 東京都港区港南二丁目16番5号

## 5 落札金額

1,447,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

平成26年9月19日